

## 平成28年1月からマイナンバーの利用がはじまります

平成28年1月より、個人番号（マイナンバー）制度の利用開始にともない、申請書にマイナンバーの記入が必要となります。また、申請書提出時には、記入したマイナンバーが正しいものであるかの確認と、本人確認（そのマイナンバーの正しい持ち主であるかの確認）をするための書類の提示をお願いすることとなります。



### 【書類の参考例】

正しいマイナンバーであることの確認ができる書類の例

- 個人番号カード ・ 通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 など

本人確認ができる書類の例

- ア) 1つの提示で確認できるもの（顔写真つきで、氏名、生年月日または住所の記載があるもの）
- 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート）
  - 身体障がい者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障がい者保健福祉手帳 など
- イ) 2つ以上の提示で確認できるもの
- 健康保険証 ・ 年金手帳 ・ 特別児童扶養手当証書
  - 障がい福祉サービス受給者証 ・ 障がい児通所（入所）受給者証
  - その他、国または地方公共団体が発行した書類 など

上記にない書類で確認できるかなど、詳しくは裏面に記載のお住まいの区保健福祉センターへ

お問い合わせください。

（注）代理人による申請および郵送による申請が行える事業の必要書類については、裏面をご覧ください。

だいにんにん しんせいしよ ていしゆつ ばあい つぎ てん ようい  
 代理人が申請書を提出される場合は、次の3点をご用意ください。

- (1) 委任状(原本)
- (2) 申請者のマイナンバーを確認できる書類  
 表面「正しいマイナンバーであることの確認ができる書類の例」を参照
- (3) 代理人の身元確認ができる書類  
 表面「本人確認ができる書類の例」を参照

ゆうそう しんせいしよ ていしゆつ ばあい つぎ てんぶ  
 郵送で申請書を提出される場合は、次のものを添付してください。

ほんにん ゆうそう ていしゆつ ばあい  
 ・ご本人が郵送で提出する場合

- おもてめん ただ かくにん しよるい ほんにんかくにん しよるい  
 ・表面「正しいマイナンバーであることの確認ができる書類」および「本人確認ができる書類」  
 の写し

だいにんにん ゆうそう ていしゆつ ばあい  
 ・代理人が郵送で提出する場合

- いにんじよう げんぼん  
 ・委任状(原本)
- じようき しんせいしよ かくにん しよるい だいにんにん みもとかくにん  
 ・上記(2)「申請者のマイナンバーを確認できる書類」および(3)「代理人の身元確認ができる書類」の写し

## 【お問い合わせ先】

区	保健福祉センター福祉業務担当		区	保健福祉センター福祉業務担当	
	担当名称	電話		担当名称	電話
北区	福祉課 (一般福祉担当)	6313-9857	東淀川区	保健福祉課 (福祉)	4809-9845
都島区	保健福祉課 (福祉)	6882-9857	東成区	保健福祉課 (福祉)	6977-9857
福島区	保健福祉課 (地域福祉)	6464-9857	生野区	保健福祉課 (福祉サービス)	6715-9857
此花区	保健福祉課 (地域福祉)	6466-9857	旭区	保健福祉課 (地域福祉)	6957-9857
中央区	保健福祉課 (保健福祉)	6267-9857	城東区	保健福祉課 (福祉)	6930-9857
西区	保健福祉課 (地域福祉)	6532-9857	鶴見区	保健福祉課 (福祉)	6915-9857
港区	保健福祉課 (保健福祉)	6576-9857	阿倍野区	保健福祉課 (福祉)	6622-9857
大正区	保健福祉課 (地域福祉)	4394-9857	住之江区	保健福祉課 (福祉)	6682-9857
天王寺区	保健福祉課 (福祉サービス)	6774-9857	住吉区	保健福祉課 (保健福祉)	6694-9857
浪速区	保健福祉課 (障がい者支援)	6647-9897	東住吉区	保健福祉課 (福祉)	4399-9857
西淀川区	福祉課 (障がい者支援)	6478-9954	平野区	保健福祉課 (地域福祉)	4302-9857
淀川区	保健福祉課 (保健福祉)	6308-9857	西成区	保健福祉課 (地域福祉)	6659-9857